

経営会議の内容

件 名	大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業施行に関する条例の改正について
所 管 部	街づくり計画部
日時・場所	平成28年 1月21日（木） 9：20～ 9：45 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、事業管理課長
提 出 理 由	大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業の換地処分に伴い生じる清算金の徴収・交付について、事業の円滑な完了を図るため、条例を改正する必要があることから、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 - 平成21年の東京高裁判決とは、どのような内容だったのか。 （所管部）埼玉県内の市が施行した土地区画整理事業に係る換地処分のうち、清算金の額を定めた部分について、当該額が固定資産税課税標準額に基づいて算定されたために過少となっており、その算定が違法であるとして取り消しが求められた件が認められたもの。 - 区画整理事業を開始した時点では、固定資産税課税標準額で単価の算定を行うことになっていたが、東京高裁判決以降、固定資産税課税評価額を用いることによって清算金が高額となるのか。 （所管部）固定資産税課税評価額が算定根拠となることで額が高くなることは避けられないが、今回の改正により少しでも負担を軽減し、権利者の理解を得ていきたい。 - 利率が1%を下回った場合、小数点以下を切り捨てるとなっているが、そうすると利子が発生しないことになるのか。 （所管部）そのとおりである。
会議結果	案のとおり、進めていく。